沖縄県人材育成企業認証制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業を県が認証することにより、企業に積極的な人材育成の取組みを促し、「雇用の質の向上」を図ることを目的とする。

(認証)

- 第2条 知事は、従業員が働きがいを感じ、スキルアップとキャリア形成を行うことができる人材育成に優れた企業を「沖縄県人材育成企業」として認証することができる。
 - 2 知事は、前項の規定により企業を認証したときは、当該認証の申請者に「沖縄 県人材育成企業」認証書を交付するとともに、認証した企業の概要、人材育成の 取組みの内容等について広く周知を図るものとする。

(申請)

第3条 前条の認証を受けようとする企業は、沖縄県人材育成企業認証申請書(様式第 1号)及び、人材育成の取組み内容が分かる資料を事務局に提出するものとす る。

(認証基準)

- 第4条 知事は、申請者が以下の要件を満たすと判断する場合、これを認証する。
- (1) 認証の前提条件
 - ① 原則として、県内に登記された法人を単位として認証する。
 - ② 県外資本の企業は、県内の事業所を認証対象とする。
 - ③ 就業規則を整備している組織であること。
 - ④ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれら営業の一部を受託する 営業を行う組織でないこと。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に 関する法律第2条第1項第7号(マージャン、パチンコ店等)または第8号 (ゲームセンター等)に規定する営業を行う組織でないこと。
 - ⑤ 暴力団と関係する組織でないこと。
 - ⑥ 沖縄県内での事業実績が3年以上あり、沖縄県内において直近3年間、労働 関係法令の重大な法令違反がないこと。また、その他の法令についても直近 3年間重大な法令違反がないこと。
 - ⑦ 原則として、直近1年間、事業主都合による解雇または退職勧奨を行ってい

ないこと。

- ⑧ 今後も中長期的に事業運営の見通しと意志があり、認証を受けるために積極的に人材育成を推進する意志が経営者にあること。
- ⑨ その他、本認証制度の趣旨に照らし、適当でない組織であると、知事が認め た場合は、認証を行わない。

(2) 認証の審査項目

認証の審査項目は別表1で定める。審査項目1項目につき評価点1点とする。 なお、評価点が10点以上となる場合、これを認証する。

(認証期間および再認証)

- 第5条 認証期間は、3年とする。
 - 2 認証企業は、認証期間が満了する年度の申請期間内に、再認証のための申請を 行うものとする。再認証にかかる申請およびその後の手続き等については、第3 条及び第4条を準用する。
 - 3 前項の過程において、前回認証から3年を経過した場合には、「認証更新審査中企業」とし、前回認証から4年を経過した後の最初の3月31日までに再認証が決定されていない場合には、自動的に認証を失効する。

(認証後の変更の届出)

第6条 認証を受けた企業は、認証基準に大きな影響を与える企業内制度の変更などが あった場合は、遅滞なく事務局に申し出を行い、事務局の指示を受け、沖縄県人 材育成企業変更事項届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(認証の辞退)

第7条 認証を受けた企業は、認証基準を満たさなくなったとき、又は認証継続の意思 を失ったときは、沖縄県人材育成企業辞退届出書(様式第3号)を知事に提出し なければならない。

(認証の取消し)

第8条 知事は、認証企業が認証基準を満たさないことが明らかになったとき、労働関係及びその他の重大な法令違反があったとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、当該企業の認証を取消すことができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年11月21日から施行する。

この要綱は、令和5年9月5日から施行する。